

江南市監査公表第5号

令和3年9月28日付け江南市職員措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

令和3年11月26日

江南市監査委員 倉知義治

## 第1 請求の受付

### 1 請求人の住所・氏名

住 所 江南市

氏 名

### 2 請求書の提出日

令和3年9月28日

### 3 請求の要旨（原文のまま、資料は省略）

令和3年7月27日 [redacted] が、公費による小郷町地内の草刈業務に関する住民監査請求の提出の際、[redacted] 監査委員事務局長が請求書收受確認の受付押印について、その内容が市のことだから相談するということを名目に、代表監査委員の許可なく自己判断で市当局の総務部長と市長に相談し、総務部長を同席させ、請求者本人の同意なく收受受付押印前の住民監査請求の請求者、内容までも開示した行為は、最高裁判所の判事するところにより個人情報漏洩に当たる違法行為であり、相談を受けた市長も「江南市監査委員事務局規程」も知らず一般事務として誤った解釈をし「收受受付印は押さなくともよい」といった指示が出されました。この一連の行為は、住民監査請求を提出した一般市民を不当、違法に扱うものであり、この行為について、“「江南市職員措置請求書」受付に関する監査委員事務局長の地方自治法第200条に違反すると思われる行為について”として、江南市監査委員あてに訴えたところ、8月3日に市議会選出の牧野圭佑監査委員が、訴えた市民を訪問し、別添、会話の要点のとおり、この訴えを取り下げるよう圧力をかけられました。そうした圧力に屈することなく取り下げについては、きっぱりとお断りすると、法令に反する職員の行為を一切認めようとしない、いかにも牧野監査委員の圧力がかったかのような、とても公正不偏な態度で判断をされたとは思えない、法令の認識のない回答が8月27日に監査委員連名で出されました。

監査委員事務局長、総務部長、市長から事のでん末についての事実確認を怠り、そのうえ「住民監査請求があったときの措置」、「江南市監査委員事務局規程」、「地方自治法200条」、「滋賀県高島市における住民監査請求者開示に関する最高裁判断」など監査委員、監査事務局職員が高い倫理観、職務感をもち、職責を果たすうえで必要な行為をも怠った全く不誠実な内容でありました。法令違反した職員への訴え取り下げに同意が得られず、牧野監査委員主導のもと作成された回答としか思えない内容でありました。なぜなら何度も監査委員の立場と念を押し、取り下げについて圧力をかけられた発言の事実がありますので、そう判断するこ

とは必然だと思えます。こうした監査委員、監査委員事務局たる職務、職責を怠った行為について市議会9月議会に一般質問が行われましたが、その際、こうした行為について理解を示された倉知義治代表監査委員の答弁内容を牧野圭佑監査委員が、怠った行為を無視して出された回答に沿う答弁内容に変更をされました。このてん末についても監査事務局職員が周知の事実であります。これはまさに訴え取り下げが不調に終わった牧野監査委員のまさに監査事務の私物化に当たると判断されますし、牧野監査委員の行為は、高い倫理観を持った上で監査委員としての役割を果たしていないとしか言いようがありません。このことから、地方自治法第197条の2第1項の規定に基づき、牧野監査委員の処遇について、8月10日に長に対し必要な措置をとるよう申請したが、未だ、その事実確認を怠る事実があり違法であります。このことから、地方自治法第242条2第1項第3号および行政事件訴訟法第3条第5項の規定により、長の当該申請の事実確認を怠る事実の審査と違法確認の訴えの請求であります。また、市議会令和2年度一般会計決算認定の採決において牧野監査委員は、議員としての立場からとは言え、代表監査委員と合議で出された決算意見書において、先日の議案質疑で代表監査員からの指摘で明らかになったように、当初予算で虚偽によって議決を得た布袋駅付近鉄道高架化事業のうち草刈委託料173,360円については、補正予算をもって議決を得ていませんので、違法状態のままです。決算認定とは「議会が決定した予算が適切に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、市民に変わって行政効果を評価する」ことであり、ご自分で指摘された資料（意見書）の内容を反故にして決算認定に賛成されたことは、監査委員として、常に公正不偏な態度を保持しているとは認められずとても容認することができません。

よって、牧野監査委員の処遇について、長の議会への対応の違法性の確認と牧野監査委員に支払われた報酬の全額について、不当と認め、これについて返還を求めるよう請求する。

最後に、刑事訴訟法第239条第2項、「官吏又は公史は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定していることから、代表監査委員は、これまでの顛末の事実確認をされ、公正不偏な態度で審査、判断されることを強く要望します。

#### 4 請求の要件審査

この請求は、地方自治法第242条（以下、「法」という）に規定する要件を具備しているものと認め、令和3年10月4日にこれを受理した。

なお、法第199条の2の規定により、牧野圭佑議選監査委員は除斥とした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の実施期間

令和3年10月4日から11月22日まで

### 2 監査対象事項

牧野議選監査委員の処遇についての長の対応の違法性と議選監査委員に対する報酬支給が違法または不当な公金の支出であるか否かを対象とした。

### 3 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和3年10月25日に意見陳述を行った。また、請求人から新たな証拠の提出があった。

### 4 監査対象部課

監査委員事務局

### 5 関係人の証拠提出

令和3年11月17日付けで市長から弁明書の提出があった。

## 第3 監査の結果

### 1 認定した事実

監査対象事項に関する関係書類等の調査の結果、認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 牧野議選監査委員には、法第203条の2第1項及び江南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により、議会の議員の中から選任された監査委員の報酬として、令和3年5月から10月分で230,812円が支出されている。なお、報酬の支給停止に関する定めはない。
- (2) 請求人が申請した牧野議選監査委員の処遇について、長は、法197条の2第1項に規定する罷免事由に該当しないと判断している。
- (3) 監査委員の職務については、法199条の規定のとおり、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の監査をすることであり、具体的には、財務監査、決算審査、例月現金出納検査及び住民監査請求等に伴う監査などを行っている。これらの職務について開催された実施日等に、牧野議選監査委員が欠席したことはない。

### 2 監査委員の判断

住民監査請求の対象は、法242条第1項に定める違法または不当な公金の支出等

の財務会計上の行為もしくは違法または不当に公金の賦課や徴収または財産の管理を怠る事実に限られる。

請求人は、法197条の2第1項に基づき、長が牧野議選監査委員の処遇について必要な措置をとっていないことを違法とし、牧野議選監査委員に支払われた報酬の全額を不当と主張している。

住民監査請求において財務会計行為の違法が主張されている限り、その違法理由が、原因となる行為が法令に違反し許されない結果、財務会計上の行為が違法になる場合であっても、その監査請求は適法なものと解される。

このことから、牧野議選監査委員への報酬が不当な公金の支出であるか否か、また、その原因となる行為である、長が牧野議選監査委員を罷免しないことが違法であるか否かについて判断する。

議選監査委員に対する報酬の支給については、法203条の2第1項及び江南市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で規定しており、江南市予算決算会計規則に基づき、適正に支出されている。

また、法197条の2第1項は、「普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。」と規定していることから、地方公共団体の長は、監査委員を議会の同意を得て罷免する権限を有している。

しかしながら、牧野議選監査委員は、認定した事実のとおり、例月出納検査、決算審査などを行っており、これらの職務を欠席した事実もないため、長が牧野議選監査委員を罷免しなかったことについて、裁量権の逸脱または濫用にあたるともいえず、違法も不当も存在しない。

よって、財務会計上の行為及びその原因となる行為にも、違法または不当な点はない。

### 3 結論

以上のことから、請求人の主張について、理由がないものと判断し、棄却する。